

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 99

0501 社会福祉事務に要する経費 1,637,000 円 (1,453,000 円)

[国・県 4,000 円 一財 1,633,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：社会福祉統計調査費補助金 4,000 円]

○ 目的

いばらき被害者支援センター賛助金は、充実した被害者支援事業を推進することを目的とする。

その他、公用車維持費、健康福祉まつり事業委託料、職員健康診断委託料、各種負担金等社会福祉事務を推進するために必要な経費を計上。

○ 内容

- ・委託料 健康福祉まつり事業委託料 180,000 円
職員健康診断委託料 206,000 円

個別相談、家庭訪問など様々な人と接触する機会の多い職員が、B型肝炎及び結核に感染する危険を防止するため、予防接種と検査を実施する。

- ・賛助金 いばらき被害者支援センター賛助金 99,000 円

社団法人いばらき被害者支援センターは、「犯罪被害者基本法」を受けて設立された民間被害者支援団体である。被害者からの様々な悩み・相談等、犯罪被害者のニーズに応えるための支援活動を推進する。そのための財政的支援である。

[担当：社会福祉課] P. 100

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 139,647,000 円 (138,263,000 円)

[一財 139,647,000 円]

○ 目的

市民の地域福祉に関する活動の活性化を図るために補助する。民間の持つ特性を活かし、行政、学校、企業、家庭、ボランティアなどが一体となり、誰もが安心して暮らせる豊かなまちづくりを目指し福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・社会福祉協議会運営費補助金 139,647,000 円
 - 取手社会福祉協議会本所運営経費 84,888,000 円
 - 藤代支所運営経費 21,168,000 円
 - 在宅福祉サービス運営事業 958,000 円
 - ヘルパーステーション運営事業 14,740,000 円
 - ホームケアふじしろ運営事業 16,852,000 円
 - 心配ごと相談運営事業 300,000 円
 - 総合ボランティア支援センター補助金 741,000 円

[担当：社会福祉課] P. 100

2201 民生委員に要する経費 17,635,000円 (17,637,000円)

[国・県 28,000円 一財 17,607,000円]

* 特財積算根拠

[県補：民生委員推薦会交付金 @2,000円×14人=28,000円]

○ 目的

民生委員は、住民と行政のパイプ役として、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。

○ 内容

民生委員児童委員 187人 (内、主任児童委員 15人)

取手市民生委員児童委員協議会に対する助成 @93,300円×187人=17,447,100円

[担当：社会福祉課] P. 100

2301 行旅死人取扱いに要する経費 1,269,000円 (1,269,000円)

[国・県 1,080,000円 一財 189,000円]

* 特財積算根拠

[県補：行旅病人及び行旅死亡人取扱費補助金 180,100円×6体=1,080,600円]

○ 目的

行旅病人の援護及び行旅死亡人の死体の収容、埋葬等を行う。

○ 内容

行旅死亡人 (6体分) に係る諸費用

[担当：社会福祉課] P. 101

2401 遺族等の援護に要する経費 12,000円 (433,000円)

[一財 12,000円]

○ 目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法により、戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等に対し、各種の援護をする。

○ 内容

- ・2年に1度、市主催で戦没者追悼式を開催している。今年度は開催年ではないので、研修視察に随行するための普通旅費のみを計上。

[担当：社会福祉課] P. 101

2501 更生保護に要する経費 578,000円 (582,000円)

[一財 578,000円]

○ 目的

社会奉仕の精神の下、罪を犯した人たちの更生や犯罪のない社会形成の啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

○ 内容

- ・取手地区保護司会負担金 282,000円
- ・県更生保護協会負担金 98,000円

- ・更生保護女性会補助金 98,000 円
- ・取手地区保護司会取手支部補助金 100,000 円

[担当：社会福祉課] P. 101

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 5,848,000 円 (5,952,000 円)

[国・県 4,212,000 円 一財 1,636,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 4,122,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 90,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・支援・相談員の派遣 90,000 円

中国残留邦人等が安心して生活を送れるよう、求めに応じて必要な助言等を行うため、支援・相談員を派遣する。

- ・支援給付金の給付 5,497,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等がある。

[担当：障害福祉課] P. 102

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 15,004,000 円 (14,805,000 円)

[一財 15,004,000 円]

○ 目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、継続的に入院・通院している者を対象に見舞金（年額 20,000 円）を支給する。

@20,000×750 人

[担当：社会福祉課] P. 102

3201 住宅緊急特別措置に要する経費 5,523,000 円 (10,620,000 円)

[国・県 5,523,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金

@35,400 円×6 ヶ月×26 人=5,522,400 円]

○ 目的

住宅を喪失又は喪失するおそれのある離職者に対し、住宅及び就労機会を確保するため

に、県の補助を得て経済的支援を行う。県補助率 10/10。

○ 内容

住宅緊急特別措置に係る住宅手当を給付する。

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 102

0501 障害福祉事務に要する経費 472,000 円 (306,000 円)

[一財 472,000 円]

○ 目的

障害福祉事業を円滑に遂行するための経費である。

○ 内容

主に障害福祉事務に係る経費である。

今年度、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の一部改正により、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱事務が茨城県から市へ移譲されることになり、相談員 7 人への報償費を計上する。

・ 報償費

身体障害者・知的障害者相談員謝礼 @20,000×7 人=140,000 円

・ 委託料

職員健康診断委託料 111,000 円 (B 型肝炎検査 2 名、結核検査 9 名)

個別相談、家庭訪問など様々な人との接触による B 型肝炎及び結核感染について予防接種と検査を実施する。

・ 補助金

取手市身体障害者福祉協議会補助金 72,000 円

取手市重症心身障害児(者)を守る会補助金 28,000 円

[担当：障害福祉課] P. 103

2001 障害者手帳申請診断書料助成に要する経費 1,392,000 円 (1,260,000 円)

[一財 1,392,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請のために取得した診断書料の一部(1/2・上限 5,000 円)を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

障害者手帳申請診断書料助成 @2,900 円×480 件=1,392,000 円

[担当：障害福祉課] P. 103

2101 重度障害者福祉タクシー利用料金助成に要する経費 5,785,000 円 (5,579,000 円)

[一財 5,785,000 円]

○ 目的

在宅の重度の障害者が医療機関等への往復のために利用するタクシー及び取手市福祉有償運送の許可を得た団体による移送サービスの利用に係る費用の一部を助成することにより、重度障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

自動車税の減免を受けていない重度障害者の医療機関への通院等に要するタクシー利用料金の初乗運賃相当額、移送団体利用の場合は1回の利用につき500円を助成する。

- ・慢性透析療法を実施している者 年60回限度
- ・その他の者 年36回限度

タクシー利用料金助成 @680円×685枚×12月=5,589,600円

※680円は、初乗り料金の平均単価

タクシー利用券印刷代 @440×420冊×1.05=194,040円

[担当：障害福祉課] P.103

2201 重度障害者紙おむつ支給に要する経費 1,092,000円(1,092,000円)

[一財 1,092,000円]

○ 目的

18歳以上の重度障害者に対して紙おむつを支給することにより、障害者及び介護にあたる家族の負担を軽減し、重度障害者の福祉向上を図る。

○ 内容

紙おむつ（フラットタイプ、パンツ式テープ止めタイプ、はくパンツタイプ、尿取りパット）4種類の中から選択。障害者本人が市民税非課税の方を対象に、年4回（4月・7月・10月・1月）支給する。

@10,400円×25名×4回×1.05=1,092,000円

[担当：障害福祉課] P.104

2401 障害児（者）及び付添人交通費支給に要する経費 2,904,000円(2,849,000円)

[一財 2,904,000円]

○ 目的

訓練が必要な障害者・児（付添人）が、福祉施設等への通所に要する交通費の一部を助成し、当該家庭を経済面から支援することにより生活の安定と福祉の増進を図る。

○ 内容

月額5,000円を限度に、年3回（8月・12月・4月）助成する。

<内訳>

・交通費

身体障害者 @5,000×1人×12月=60,000円

知的障害者 @4,100×10人×12月=492,000円

精神障害者 @2,800×40人×12月=1,344,000円

・燃料費

身体障害者 @1,300×7人×12月=109,200円

知的障害者 @2,100×9人×12月=226,800円

精神障害者 @1,700×25人×12月=510,000円

児童 @900×15人×12月=162,000円

[担当：障害福祉課] P. 104

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 16,368,000 円
[国・県 1,589,000 円 一財 14,779,000 円] (10,636,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,059,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 530,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援（夜間支援）をおこなう。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流をおこなう「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により平成22年4月1日から平成26年3月31日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターつつじ園指定管理料 16,353,000 円
（障害福祉サービス等 10,704,000 円）
（地域生活支援事業 生活訓練事業（夜間支援） 2,118,000 円
地域活動支援センター事業 3,531,000 円）
火災保険料 15,000 円

[担当：障害福祉課] P. 104

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費 27,254,000 円
[国・県 2,250,000 円 一財 25,004,000 円] (25,793,000 円)

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,500,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 750,000 円]

○ 目的

在宅の障害者に対し生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創造的活動の場やレクリエーションの場を設け、障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により平成22年4月1日から平成26年3月31日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 27,254,000 円
（地域活動支援センターⅡ型運営経費 9,000,000 円を含む）

[担当：障害福祉課] P. 104

3201 特別障害者援護に要する経費 22,119,000 円 (20,905,000 円)
[国・県 16,579,000 円 一財 5,540,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 22,105,920 円×3/4=16,579,440 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障害者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的に支給する。

○ 内容

- ・ 特別障害者手当 @26,340 円×46 人×12 月=14,539,680 円
- ・ 障害児福祉手当 @14,330 円×34 人×12 月= 5,846,640 円
- ・ 福祉手当（経過措置） @14,330 円×10 人×12 月= 1,719,600 円

※ 年 4 回支給

5 月(2-4 月分)、8 月(5-7 月分)、11 月(8-10 月分)、2 月(11-1 月)に支給

- ・ 通信運搬費 11,700 円

[担当：障害福祉課] P. 105

3301 介護給付費等に関する経費 861,121,000 円 (807,951,000 円)

[国・県 643,841,000 円 一財 217,280,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 857,040,000 円×1/2=428,520,000 円]

[国補：障害者自立支援事業等補助金 2,123,310 円×1/2=1,061,655 円]

[県負：自立支援給付費負担金 857,040,000 円×1/4=214,260,000 円]

○ 目的

自立支援給付費の支給決定を受けた者が利用した障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者本位のサービス提供を基本とした福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・ 障害者給付審査会委員報酬 966,000 円
 - 会長 @17,000 円×1 人×6 回=102,000 円
 - 委員 @16,000 円×9 人×6 回=864,000 円
- ・ 障害者給付審査会委員費用弁償 48,000 円
- ・ 介護給付費 579,912,000 円

療養介護	(3,960,000 円)	1 人
居宅介護	(32,400,000 円)	60 人
重度訪問介護	(288,000 円)	2 人
同行援護	(504,000 円)	2 人
生活介護	(352,800,000 円)	186 人
児童発達支援	(37,440,000 円)	130 人
短期入所	(10,320,000 円)	20 人
共同生活介護	(28,800,000 円)	20 人
施設入所支援	(113,400,000 円)	105 人
- ・ 訓練等給付費 256,968,000 円

自立訓練(生活)	(29,232,000 円)	21 人
自立訓練(機能)	(1,320,000 円)	1 人

共同生活援助	(12,096,000 円)	18 人
宿泊型自立訓練	(1,440,000 円)	2 人
就労移行支援	(50,040,000 円)	30 人
就労移行支援 (養成施設)	(1,200,000 円)	1 人
就労継続支援 A 型	(2,880,000 円)	2 人
就労継続支援 B 型	(158,760,000 円)	135 人
・ 特定障害者特別給付費	20,160,000 円	
・ 給付審査会医師意見書料	1,109,310 円 (新規者・継続者 230 名分)	
・ 国保連支払手数料	1,704,000 円	

[担当：障害福祉課] P. 105

3302 自立支援医療に関する経費 60,034,000 円 (58,006,000 円)

[国・県 45,009,000 円 一財 15,025,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 60,012,000 円×1/2=30,006,000 円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 60,012,000 円×1/4=15,003,000 円]

○ 目的

障害者自立支援法第 54 条の規定に基づき、障害を軽減及び回復させる医療を給付し、身体障害者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図る。

○ 内容

免疫療法(H I V. 腎臓. 肝臓)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等のための入院・通院のための費用について給付する。

・ 更生医療給付費	
生保肝臓免疫者	@30,000×1 名×12 月=360,000 円
生保透析者	@376,000×11 名×12 月=49,632,000 円
生保免疫者	@170,000×3 名×12 月=6,120,000 円
一般透析者	@37,000 円× 1 人×12 月=444,000 円
一般免疫者	@32,000 円× 9 人×12 月=3,456,000 円
・ 支払審査手数料	22,000 円

[担当：障害福祉課] P. 105

3303 補装具費に関する経費 15,000,000 円 (13,500,000 円)

[国・県 11,250,000 円 一財 3,750,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 15,000,000 円×1/2=7,500,000 円]

[県負：自立支援補装具費負担金 15,000,000 円×1/4=3,750,000 円]

○ 目的

障害者自立支援法第 76 条の規定に基づき、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

・補装具交付及び修理費

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 105

3304 地域生活支援事業に関する経費 35,658,000円 (34,234,000円)

[国・県 24,885,000円 一財 10,773,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 16,590,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 8,295,000円]

○ 目的

障害者自立支援法第77条の規定に基づき、地域生活支援事業として障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を市町村が効率的・効果的に実施し、福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

・自立支援協議会委員謝礼 @2,000×23人×6回=276,000円

〈役務費〉

・成年後見人制度 市長申立費用 177,000円

〈委託料〉

・コミュニケーション支援事業委託料 769,000円

@60,000×12月=720,000円

派遣事務費 49,000円 (130件分)

手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。

・地域活動支援センター事業委託料 2,998,000円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。

地域活動支援センターⅠ型「いなしきハートフルセンター」

・生活支援（生活訓練等）事業委託料 24,000円

〈負担金、補助金及び交付金〉

・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000円

・社会参加促進事業補助金 837,000円

手話奉仕員や要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業を実施している。

〈扶助費〉

・日常生活用具給付 19,000,000円

ストマ用装具 14,000,000円 その他の日常生活用具 5,000,000円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

- ・自動車改造費助成 200,000 円
@100,000 円×2 件
- ・自動車運転免許取得費助成 200,000 円
@100,000 円×2 件
- ・障害者生活ホーム助成 1,578,000 円
@65,730×2 人×12 月=1,577,520 円
- ・移動支援 1,068,000 円
@89,000 円×12 月=1,068,000 円
屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者に対して、外出の際の移動を支援する。
- ・日中一時支援 5,479,000 円
日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を図る。
- ・訪問入浴サービス 2,700,000 円
@11,250 円×4 回×5 人×12 月=2,700,000 円
自宅において入浴することが困難な重度障害者に対して、浴槽を提供し寝たままに入浴することができるよう介助する。

[担当：障害福祉課] P. 106

3601 あけぼの、さくら荘、かたらいの郷入浴施設障害者使用料助成に要する経費

[一財 1,458,000 円]

1,458,000 円 (1,458,000 円)

○ 目的

経済的負担を軽減することにより、障害者の地域生活支援、社会参加促進を図る。

○ 内容

「取手市立老人福祉センターあけぼの」「取手市立老人福祉センターさくら荘」「取手市立かたらいの郷」の障害者とその付添人 1 名の利用料金 100 円を助成する。

@100×障害者 45 名×27 回×12 月=1,458,000 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P. 107

0501 老人福祉事務に要する経費 1,430,000 円 (1,311,000 円)

[一財 1,430,000 円]

○ 目的

高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者を対象とした台帳を整備し、高齢者台帳システムにて管理する。登録した情報については、登録者の緊急時に活用し、生活の安定を図る。

○ 内容

民生委員が対象者を戸別訪問し、台帳を作成する。台帳は紙で管理すると同時に、システムに入力し管理する。

高齢者台帳用紙代 @990×9 冊×1.05=9,356 円

高齢者台帳システム使用料 @70,000×12 月×1.05=882,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 108

2202 緊急通報装置給付に関する経費 10,406,000円 (10,419,000円)

[一財 10,406,000円]

○ 目的

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができ、また、ひとり暮らし高齢者等の不安を軽減するとともに災害等からの救助活動を一層迅速に行うため緊急通報装置を設置し、不安の軽減を図る。

○ 内容

端末機設置 (火災警報器付き)	@115,500×20台=2,310,000円
(火災警報器なし)	@91,980×30台=2,759,400円
火災警報器 (台所・寝室の2ヶ所分)	@50,715×10台=507,150円
受信センター装置リース料	@70,200×12ヶ月×1.05=884,520円
端末機保守点検委託料	3,481,000円

設置時には所得により自己負担が生じる場合がある。

[担当：高齢福祉課] P. 108

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 8,512,000円 (8,252,000円)

[一財 8,512,000円]

○ 目的

高齢者及び障害者等の外出促進と閉じこもり防止を目的に、移動制約者及び移動支援団体に対し助成する。

○ 内容

・ 移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @500円×700件×12月=4,200,000円

移送団体・タクシー共通利用券 @710円×210件×12月=1,789,200円

・ 福祉車両点検整備費補助事業

移送サービス団体が所有する福祉車両の車検・点検の整備費を補助することにより、福祉車両の普及促進と安全性の向上を図る。1団体につき200,000円まで。

社会福祉協議会 @100,000×2台=200,000円

NPO法人 ふじしろ福祉の会 @100,000×2台=200,000円

NPO法人 活きる @20,000×1台=20,000円

@100,000×1台=100,000円

・ 移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@200×700件×12月=1,680,000円

・ 利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。発行枚数は月4枚。

[担当：高齢福祉課] P. 109

2206 愛の定期便事業に関する経費 1,041,000円 (1,302,000円)

[一財 1,041,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳製品の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている65歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸飲料を配布しながら安否確認を行う事業。週3回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸飲料業者配達 月・水 @67×2本×96日×64人=823,296円

社協ヘルパー配達 金 @34×2本×50日×64人=217,600円

[担当：高齢福祉課] P. 109

2207 あんしんコールに関する経費 288,000円 (432,000円)

[一財 288,000円]

○ 目的

定期的に電話をかけ様子を伺うことで、安否確認を行うとともに、高齢者本人の不安の解消を図る。

○ 内容

ひとり暮らし高齢者等の安否確認のために、週1~2回電話をかけて様子を伺い、必要時には訪問を行う。申請方式で、サービス開始前に自宅に訪問・アセスメントを行う。

あんしんコール委託料 @200×20名×月6回×12ヶ月=288,000円

[担当：高齢福祉課] P. 109

2208 お休み処に関する経費 1,114,000円 (652,000円)

[一財 1,114,000円]

○ 目的

高齢者と地域の人々とのふれあいの場を提供する事で、地域とのつながりを強め、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては自治会・社会福祉協議会の協働のもと、ボランティアスタッフを配置し、お茶やおしゃべりで憩えるような場にする。

お休み処施設賃借料(戸頭団地) @54,315円×12ヶ月=651,780円

(井野団地) @38,440円×12ヶ月=461,280円

[担当：高齢福祉課] P. 109

2301 敬老祝金支給に要する経費 4,942,000円 (4,840,000円)

[一財 4,942,000円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福する。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金	4,840,000 円
88 歳	@10,000×357 人 = 3,570,000 円
99 歳以上	@10,000×127 人 = 1,270,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 110

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 36,521,000 円 (38,921,000 円)

[その他 12,000,000 円 一財 24,521,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 12,000,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 24,421,000 円

○ 目的

高齢者が地域社会活動と密接な連帯を保ちながら経験と能力を生かし、働くことによって社会参加を図り、自らの生きがいの充実と地域の社会づくりに寄与すること。

○ 内容

シルバー会員による受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。
受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 12,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金（会員の仕事の対価）の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、配分金の支払いは翌月 15 日に行っている。

この支払い原資である個々の契約金の入金で 1 カ月以上遅れで入金されることで、これを立替え払いする資金が必要であるため、貸し付けを行うものである。

[担当：高齢福祉課] P. 110

2801 あげぼの管理運営に関する経費 40,149,000 円 (39,147,000 円)

[一財 40,149,000 円]

○ 目的

60 歳以上高齢者のための福祉の促進を図る。

○ 内容

浴室の利用と趣味教室活動の場として、月約 5 千人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

指定管理料 39,886,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 110

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 37,127,000 円 (34,698,000 円)

[その他 2,400,000 円 一財 34,727,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,400,000 円]

○ 目的

高齢者をはじめとするあらゆる世代を超えた利用者の交流と地域福祉の向上を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

浴室を中心として、月約 1 万人の多くの利用者がある。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。

指定管理者は東京美化株式会社

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 26 年度

指定管理料 34,410,000 円

これまで水質管理を手作業で行っていたため塩素濃度等を一定に保つことが出来なかったが、自動塩素供給機を設置することにより、快適なお風呂を市民に提供できる。

自動塩素供給機設置工事 2,700,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 111

2804 さくら荘管理運営に関する経費 28,872,000 円 (30,018,000 円)

[一財 28,872,000 円]

○ 目的

60 歳以上高齢者のための福祉の促進を図る。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 2 千人の高齢者が利用者している。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

指定管理料 27,444,000 円

生きがい教室事業実施委託料 364,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 111

3301 老人ホーム入所措置に要する経費 13,643,000 円 (11,396,000 円)

[その他 1,201,000 円 一財 12,442,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：老人福祉施設入所者負担金 1,201,000 円]

○ 目的

養護老人ホーム（身体は自立であるが家族の虐待、経済的などの理由から在宅での生活が困難な高齢者の入所施設）へ入所措置し、高齢者の安全と生活の安定を図る。

○ 内容

養護老人ホームにおいて日常生活を営む入所者 6 名の生活費・事務費等の入所措置費。費用徴収基準により、本人及び扶養義務者から負担金を徴収している。

[担当：高齢福祉課] P. 111

3401 高齢者クラブ活動に要する経費 2,987,000 円 (3,356,000 円)

[国・県 614,000 円 一財 2,373,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：高齢福祉対策費補助金 614,000 円]

○ 目的

高齢者クラブの活動を通じて高齢者福祉の向上に成果をあげるために、各高齢者クラブに社会活動促進の助成をし、高齢者クラブの充実と発展を図り、高齢者のいきがいと地域活動を促進する。

○ 内容

市内 44 高齢者クラブが行う、健康と生きがいづくりなどの諸事業の事業費に対し、補助要綱を定め、基本額と人数割額によって補助金を交付している。

・基本額	1 クラブ	20,000 円	・人数割	30 人以下	7,200 円 (上限)	8 クラブ
				31 人から 49 人	21,600 円 (上限)	13 クラブ
				50 人から 74 人	64,800 円 (上限)	17 クラブ
				75 人以上	104,400 円 (上限)	6 クラブ

[担当：高齢福祉課] P. 112

3501 介護予防拠点施設管理に要する経費 1,828,000 円 (1,727,000 円)

[一財 1,828,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態にならないで、いつまでもいきいき過ごすことができるよう生きがいづくり、健康づくりを目的とする。

○ 内容

健康相談、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施。

参加対象者は市内在住 60 歳以上の方。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。

指定管理契約期間 平成 22 年度～平成 25 年度

いきいきプラザ・げんきサロン(戸頭西・稲・藤代) 指定管理料 6,936,000 円のうち介護予防拠点施設運営に関する経費 5,112,000 円を介護保険特別会計で支出。

[担当：高齢福祉課] P. 112

4101 健康遊具整備に要する経費 2,189,000 円 (4,000,000 円)

[国・県 2,189,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域介護・福祉空間施設整備交付金 2,189,000 円]

○ 目的

高齢者が要介護状態へ移行せず、いつまでも生き生きと過ごすことができるよう、健康遊具を設置し介護予防につなげる。

○ 内容

国土交通省が整備する小貝川沿いのオープンスペースに、高齢者向けの健康遊具 5 基を設置する。

[担当：高齢福祉課] P. 112

4901 介護保険利用料助成事業に要する経費 4,161,000 円 (4,917,000 円)

[一財 4,161,000 円]

○ 目的

低所得者（保険料段階区分第 1 段階者・第 2 段階者・第 3 段階者）の在宅介護サービス利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の負担を軽減し、もって在宅生活の継続と高齢者福祉の増進に寄与する。

○ 内容

保険料段階区分により、利用者負担額の 50%、30%、15%それぞれを助成する。

保険料段階区分第 1 段階者：老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方

$$@7,000 \times 1 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} \times 50\% = 42,000 \text{ 円}$$

保険料段階区分第 2 段階者：世帯全員が市民税非課税の方（前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方）

$$@7,000 \times 130 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} \times 30\% = 3,276,000 \text{ 円}$$

保険料段階区分第 3 段階者：世帯全員が市民税非課税の方で第 2 段階に該当しない方

$$@7,000 \times 60 \text{ 名} \times 12 \text{ ヶ月} \times 15\% = 756,000 \text{ 円}$$

[担当：高齢福祉課] P. 114

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,522,000 円 (7,657,000 円)

[一財 7,522,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての、介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,500,000 円

小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

[担当：国保年金課] P. 114

7601 老人保健医療給付に要する経費 101,000 円 (101,000 円)

[一財 101,000 円]

○ 目的

老人保健医療精算事務を効率的に実施する。

○ 内容

老人保健制度は、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度へと移された。

老人保健特別会計の 3 年間の設置義務が終了したことにより、その精算事務は一般会計に移される。老人保健医療精算事務に係る経費である。

老人保健審査支払手数料 1,000 円

老人保健医療費 100,000 円

1 社会福祉費 4 女性行政費

[担当：子育て支援課] P.115

2001 配偶者等からの暴力の相談に要する経費 121,000 円(121,000 円)

[一財 121,000 円]

○ 目的

配偶者等から暴力の被害者に対する相談・助言を行い、状況の改善や生活の自立を図る。

○ 内容

DV 相談員(家庭相談員兼務)2 名による相談、助言を行う。また、若年者に対するデート DV についても相談員を育成し対応する。

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.115

0501 医療福祉事務に要する経費 15,314,000 円(15,100,000 円)

[国・県 6,565,000 円 一財 8,749,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 13,130,000 円×1/2=6,565,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務に係る経費であり、審査支払機関への支払いや共同電算処理委託料である。

○ 内容

審査支払手数料(国保連合会) @ 49 ×64,280 件=3,149,720 円

(支払基金) @114.2×57,280 件=6,541,376 円(調剤以外)

@ 57.2×30,640 件=1,752,608 円(調剤)

国保連合会共同電算処理委託料 2,740,000 円

[担当：国保年金課] P.115

0601 医療福祉費助成に要する経費 506,285,000 円(492,302,000 円)

[国・県 212,158,000 円 その他 60,168,000 円 一財 233,959,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 484,484,000 円－高額療養費返納金 60,167,000 円)×1/2

≒212,158,000 円]

[諸収入：高額療養費返納金 60,167,000 円]

[諸収入：第三者行為返納金等 1,000 円]

○ 目的

小児（出生から小学3年生）・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者等が必要とする医療を容易に受けられるよう公費で医療費の一部を負担し、少子化や高齢化対策の促進を図る。

茨城県の医療費助成制度では支給制限を受ける乳幼児（小学校入学前）を対象に、保険診療分費用の一部を取手市が負担する支援事業を、さらに小学校入学から中学校卒業までの間において入院治療を受けた場合、支払った保険診療分医療費の一部を助成する制度を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当：国保年金課] P.116

0501 国民年金事務に要する経費 570,000円（589,000円）

[国・県 570,000円]

*特財算出根拠

[国委：国民年金事務委託金 570,000円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度で、老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った場合等に障害基礎年金や遺族基礎年金が支給される公的年金制度である。

被保険者数

年 度	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	被保険者総数
平成22年度	16,199人	458人	8,920人	25,577人
平成21年度	16,252人	423人	9,311人	25,986人

○ 内容

公的年金制度は、国民年金・厚生年金保険・共済組合の3グループに分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっている。

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.118

1901 こども発達センター施設整備に要する経費 118,956,000円 新規

[地方債 113,000,000円 その他 5,900,000円 一財 56,000円]

*特財積算根拠

[市債：合併特例債 118,956,000×95%≒113,000,000円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 5,900,000円]

○ 目的

市立こども発達センターは、現在、旧高須小学校で障害者自立支援法に基づく児童デイ

サービスを実施している。旧高須小学校は築 44 年が経過し、施設の老朽化、耐震対策が課題となっている。また、昨年の地震では前庭に亀裂が生じた。

利用者の安全を最優先に図り、安心して療育訓練を受けられるようにするため、緊急的に耐震基準を満たしている東京電力株式会社旧取手営業所へ移転するもの。

○ 内容

東京電力株式会社旧取手営業所を購入し、1階部分をこども発達センターとして利用するため改修工事を行う。敷地内を駐車場として整備する。

なお、この事業は「庁舎整備に要する経費」（管財課）と併せて実施する。

委託料	建物改修工事監理業務委託料	1,290,000 円
	建物改修工事設計業務委託料	3,784,000 円
工事請負費	建物改修工事	60,200,000 円
	建物撤去工事	8,464,000 円
	駐車場整備工事	2,452,000 円
公有財産購入費	用地代	35,539,000 円
	建物代	7,227,000 円

[担当：障害福祉課] P.118

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 12,032,000 円（13,873,000 円）

[一財 12,032,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童（概ね就学前）とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで取手市社会福祉協議会が運営をおこなう。

通園部門（単独通園、親子通園）、専門職指導（作業療法、言語療法、認知指導など）、相談部門（発達相談、就学相談）を三本柱として専門的な療育を行う。

こども発達センター指定管理料	11,991,000 円
火災保険料	41,000 円

[担当：子育て支援課] P.118

2101 家庭児童相談室に要する経費 3,105,000 円（3,178,000 円）

[国・県 39,000 円 その他 18,000 円 一財 3,048,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：子育て支援短期利用者負担金 1,000 円]

[国補：子育て支援交付金 39,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 17,000 円]

○ 目的

児童を養育している家庭に係る悩みや相談等について助言、指導を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

家庭相談員による相談、助言を行う。

[担当：子育て支援課] P.119

2801 児童扶養手当に要する経費 353,341,000 円 (348,496,000 円)

[国・県 117,616,000 円 その他 252,000 円 一財 235,473,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 $352,850,000 \times 1/3 = 117,616,667$ 円]

[諸収入：児童扶養手当返納分 252,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともしない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って手当を支給し、福祉の増進を図る。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの児童（心身におおむね中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を監護している父・母または両親にかわって養育している方に支給する。（所得制限あり）

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	41,550
2	46,550
3	49,550

※ 3 人目以降は、3,000 円ずつ加算

一部支給の場合 月額 41,540 円から 9,810 円まで段階的に支給する。

手当支給月は、4 月、8 月、12 月で前月分までを支給する。

対象者数：全部支給 397 人、一部支給 393 人、2 子加算 248 人、3 子以降加算 67 人

[担当：子育て支援課] P.120

3001 要保護児童対策事業に要する経費 94,000 円 (989,000 円)

[一財 94,000 円]

○ 目的

関係機関との情報共有・連携を行い、要保護児童の早期発見と早期対応により適切な保護を図る。また、児童虐待についての啓発活動を行うことにより虐待の早期発見・未然防止を図る。

○ 内容

代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期・随時に開催し要保護児童の支援を行う。児童虐待防止の啓発活動を行う。

[担当：障害福祉課] P. 120

3201 児童療育システムに要する経費 4,145,000円(1,440,000円)

[国・県 2,914,000円 その他 14,000円 一財 1,217,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 1,943,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 971,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ子とその親を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの機関の役割を明確にしながら、その受け皿となる療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

発達支援専門員（コーディネータ）を配置し、関係機関との連絡調整会議等を通して、児童の支援体制づくりに取り組む。さらに、保健センターの親子教室指導や、市内幼稚園・保育所への巡回相談などを専門的視点でサポートする。

発達障害の相談件数が増加しているため、今年度、専門的立場で助言や指導ができる臨床心理士1名を非常勤職員に雇用し相談の充実を図る。

・非常勤職員報酬	2,246,000円
・巡回相談員謝礼 @20,000×60回	=1,200,000円
・公用車リース料	155,000円
・燃料費	39,000円
・研修負担金	14,000円等

[担当：子育て支援課] P. 121

3301 少子化対策事業に要する経費 4,779,000円(6,877,000円)

[国・県 1,934,000円 その他 60,000円 一財 2,785,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 1,934,000円]

[諸収入：とりでファミリー・サポートセンター入会金 60,000円]

○ 目的

地域社会のなかで、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備にとりくむ。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,777,000円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P. 122

2401 子ども手当支給に要する経費 270,230,000円(2,060,990,000円)

[国・県 236,728,000円 一財 33,502,000円]

＊ 特財積算根拠

[国負：被用者子ども手当 $234,000 \times 11/13 + 50,430,000 \times 13/15 = 43,904,000$ 円]

[県負：被用者子ども手当 $234,000 \times 1/13 + 50,430,000 \times 1/15 = 3,380,000$ 円]

[国負：非被用者子ども手当 $468,000 \times 19/39 + 13,860,000 \times 5/9 = 7,928,000$ 円]

[県負：非被用者子ども手当 $468,000 \times 10/39 + 13,860,000 \times 2/9 = 3,200,000$ 円]

[国負：被用者小学校修了前子ども手当

$1,638,000 \times 29/39 + 99,540,000 \times 4/6 + 17,520,000 \times 5/9 = 77,311,000$ 円]

[県負：被用者小学校修了前子ども手当

$1,638,000 \times 5/39 + 99,540,000 \times 1/6 + 17,520,000 \times 2/9 = 20,693,000$ 円]

[国負：非被用者小学校修了前子ども手当

$936,000 \times 29/39 + 27,400,000 \times 4/6 + 6,930,000 \times 5/9 = 22,812,000$ 円]

[県負：非被用者小学校修了前子ども手当

$936,000 \times 5/39 + 27,400,000 \times 1/6 + 6,930,000 \times 2/9 = 6,226,000$ 円]

[国負：中学生子ども手当

$234,000 \times 10/10 + 38,380,000 \times 10/10 + 12,660,000 \times 10/10 = 51,274,000$ 円]

○ 目的

児童を養育されている方に一律に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する。

(平成24年4月から新たな児童手当制度に移行)

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する者に、手当を支給する。

(手当支給月は6月 2か月分を支給)

手当月額 3歳未満 15,000円

3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円

中学生 10,000円

対象者数：3歳未満2,143人、3歳～小学生 7,162人、中学生2,552人

[担当：子育て支援課] P.122

2601 児童手当支給に要する経費 1,274,400,000円 (1,700,000円)

[国・県1,080,554,000円 一財193,846,000円]

＊ 特財積算根拠

[国負：被用者児童手当 $238,630,000 \times 37/45 = 196,206,000$ 円]

[県負：被用者児童手当 $238,630,000 \times 4/45 = 21,211,000$ 円]

[国負：非被用者児童手当 $65,620,000 \times 4/6 = 43,746,000$ 円]

[県負：非被用者児童手当 $65,620,000 \times 1/6 = 10,936,000$ 円]

[国負：被用者小学校修了前特例給付者児童手当

$477,780,000 \times 4/6 + 82,960,000 \times 4/6 = 373,826,000$ 円]

[県負：被用者小学校修了前特例給付者児童手当

$477,780,000 \times 1/6 + 82,960,000 \times 1/6 = 93,456,000$ 円]

[国負：非被用者小学校修了前特例給付者児童手当

$131,600,000 \times 4/6 + 32,810,000 \times 4/6 = 109,606,000$ 円]

[県負：非被用者小学校修了前特例給付者児童手当

$$131,600,000 \times 1/6 + 32,810,000 \times 1/6 = 27,401,000 \text{ 円}]$$

[国負：中学生子ども手当

$$184,220,000 \times 4/6 + 60,780,000 \times 4/6 = 163,333,000 \text{ 円}]$$

[県負：中学生子ども手当

$$184,220,000 \times 1/6 + 60,780,000 \times 1/6 = 40,833,000 \text{ 円}]$$

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。(6月からは所得制限により所得制限超世帯は手当月額が減額となる)

- ・ 3歳未満の児童 月額 15,000円
- ・ 3歳以上の小学校修了前
- ・ 第1子 月額 10,000円
- ・ 第2子 月額 10,000円
- ・ 第3子以降 月額 15,000円
- ・ 中学校修了前 月額 10,000円

所得制限超世帯(平成24年6月から)

児童1人につき 一律 月額 5,000円

対象者数：3歳未満 2,143人、3歳～小学生 7,162人、中学生 2,552人

[担当：障害福祉課] P.122

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 3,360,000円(3,600,000円)

[国・県 1,008,000円 一財 2,352,000円]

* 特財積算根拠

[県補：障害児福祉手当補助金 @3,000円×56人×12月×1/2=1,0080,000円]

○ 目的

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳^④・Aで、障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

- ・ 受給者 56人 @5,000円×56人×12月=3,360,000円
- ・ 月額 5,000円支給
- ・ 年3回支給 8月(4-7月分)、12月(8-11月分)、4月(12-3月分)支給

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.122

2001 民間保育園入所に要する経費 706,049,000円(469,167,000円)

[国・県 319,362,000円 その他 171,963,000円 一財 214,724,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 171,963,000 円]

[国負：保育所運営費 212,908,000 円]

[県負：保育所運営費 106,454,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育に欠ける乳幼児を民間保育園に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所（園）入所委託料

園名	定員 (人)	0歳児 (人)	1・2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳以上児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
取手保育園	90	5	33	19	50	107	97,990,300
ふたば保育園	45	4	16	11	24	55	65,189,820
育英保育園	90	6	30	19	46	101	91,432,380
たちばな保育園	90	5	24	18	39	86	77,916,480
共生保育園	60	3	23	14	33	73	77,078,580
稲 保 育 園	90	6	35	19	43	103	96,372,900
井野保育園	100	7	27	14	28	76	72,222,360
戸頭東保育園	120	9	31	22	43	105	89,871,300
取手ふたば文化保育園	21	3	18	—	—	21	37,973,700
計	706	48	237	136	306	727	706,047,820

[担当：子育て支援課] P.122

2101 乳幼児保育に要する経費 17,971,000 円 (11,919,000 円)

[国・県 17,971,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：民間保育園子育て支援体制緊急整備事業補助金 17,971,000 円]

○ 目的

民間保育園において保育士を増員することにより、保育園に対して新に義務付けられた3歳未満児の個別指導計画の作成等を支援し、低年齢児の保育の質の向上と処遇の確保を図る。

○ 内容

3歳未満児の担当保育士を増員する保育園と委託契約を結び、その保育士の雇用に要する賃金、通勤手当、社会保険料事業主負担分を負担する。

民間保育園低年齢児保育体制緊急整備事業委託料（9園分）

給与分 130,500 円×1人×12月×9園=14,094,000 円

通勤手当分 15,000 円×1人×12月×9園=1,620,000 円

社会保険料事業主負担分 145,500 円×1人×143.59/1,000×12月×9園=2,256,373 円

[担当：子育て支援課] P.123

2201 民間保育園運営に要する経費 98,776,000円 (49,455,000円)

[国・県 36,832,000円 一財 61,944,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 1,890,000円]

[県補：特別保育事業補助金 34,942,000円]

○ 目的

民間保育園の健全な運営と児童福祉の増進を図るため、児童福祉法の規定により認可された保育園に対して運営補助金及び、延長保育促進事業補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園の設置者に設置者負担分相当額を補助する。

また、一時預かり事業、病後児保育事業、休日保育事業について、平成24年度より新たに事業実施予定の民間保育園に対して補助金を交付する。

○ 内容

(単位：円)

園名	民間保育園運営補助金					民間保育園 延長保育促進事業補助金 (県補助)
	職員給与 改善費	延長保育運 営費	施設管理費	格差是正費	主食・間食 費等	
取手保育園	1,080,000	1,283,040	1,084,455	757,037	977,400	4,853,000
ふたば保育園	1,080,000	1,283,040	528,147	851,666	501,000	5,888,000
育英保育園	1,080,000	1,283,040	1,075,005	757,037	922,200	4,853,000
たちばな保育園	1,080,000	1,283,040	1,049,490	378,518	790,200	4,853,000
共生保育園	1,080,000	1,283,040	716,418	473,148	666,600	4,853,000
稲保育園	1,080,000	1,283,040	1,094,850	946,296	927,600	5,888,000
井野保育園	1,080,000	1,283,040	1,221,939	946,296	673,200	4,853,000
戸頭東保育園	1,080,000	1,283,040	1,424,520	1,040,926	951,000	5,888,000
取手ふたば文化保育園	1,080,000	1,283,040	255,528	—	151,200	5,888,000
合計	9,720,000	11,547,360	8,450,352	6,150,924	6,560,400	47,817,000

日本スポーツ振興センター共済掛金助成金

設置者負担分の補助 児童1人当たり175円×入所児童数857人=149,975円

民間保育園一時預かり事業補助金 (国補助)

井野保育園 1,350,000円(延べ利用見込み300人以上900人未満)

戸頭東保育園 2,430,000円(延べ利用見込み900人以上1,500人未満)

民間保育園病後児保育事業補助金 (県補助)

稲保育園 2,900,000円(延べ利用見込み10人以上50人未満)

民間保育園休日保育事業補助金 (県補助)

戸頭東保育園 1,698,500円(延べ利用見込み350人以上420人未満)

[担当：子育て支援課] P.123

2401 管外保育委託に要する経費 16,869,000円 (12,107,000円)

[国・県 8,559,000円 その他 2,375,000円 一財 5,935,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 2,375,000 円]

[国負：保育所運営費 5,706,000 円]

[県負：保育所運営費 2,853,000 円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により保育に欠ける乳幼児を保育園に入所させることで、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。(諸事情により、管外(市外)の保育園に入所する児童分)

○ 内容

保育所(園)入所委託料

園名	0歳児 (人)	1・2歳児 (人)	3歳児 (人)	4・5歳児 (人)	計 (人)	入所委託料 (円)
管外公立保育園	0	1	0	0	1	1,310,000
管外私立保育園	1	3	1	8	13	10,810,000
管外認定こども園	1	2	1	0	4	4,749,000

[担当：子育て支援課] P.123

2601 すこやか保育応援事業に要する経費 2,700,000 円 (0 円)

[国・県 1,350,000 円 一財 1,350,000 円] ※H23は2501いばらき3人っこ家庭応援事業

* 特財積算根拠 に要する経費に計上

[県補：すこやか保育応援事業補助金 1,350,000 円]

○ 目的

少子化の進む中、希望する子どもの数をもてない要因のひとつとして経済的負担をあげる世帯が多いことから、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所に2人以上入所している第2番目の3歳未満児の保育料の一部を助成する。

○ 内容

県1/2、市1/2を助成する。

助成対象(以下の全てを満たす場合)

①2歳以降の3歳未満時であること

②育料が1/2に軽減されている児童であること

③国基準額表の第2から第4階層に属する世帯の児童であること

公立 @3,000×45名×12月=1,620,000 円

私立 @3,000×25名×12月=900,000 円

認定こども園 @3,000×5名×12月=180,000 円

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.124

2001 保育所の管理運営に要する経費 386,158,000 円 (449,594,000 円)

[その他 126,541,000 円 一財 259,617,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：保育所入所児保護者負担金 103,444,000 円]

[負担金：延長保育利用保護者負担金 396,000 円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 157,000 円]

[諸収入：管外保育受託収入 8,108,000 円]

[諸収入：保育所職員給食代 @5,600×190人×12月=12,768,000 円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 @200×12人×21日×12月=604,800 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 @177,355,080×0.6%≒1,064,130 円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける乳幼児を公立保育所に入所させること
で、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所7ヵ所の管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.126

2201 子育て支援に要する経費 12,448,000 円 (11,697,000 円)

[国・県 6,149,000 円 一財 6,299,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子育て支援交付金 6,149,000 円]

○ 目的

核家族化と少子化が進む中で、家庭で子育てをしている保護者の情報交換・収集の場と
して、また、子育てに関する相談、助言などを行う。

○ 内容

白山・戸頭・藤代・東部地域子育て支援センターの管理運営費。

[担当：子育て支援課] P.127

2301 一時的保育事業に要する経費 9,784,000 円 (11,022,000 円)

[国・県 4,892,000 円 その他 4,892,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：一時的保育事業保護者負担金 4,892,000 円]

[国補：子育て支援交付金 4,892,000 円]

○ 目的

保護者の就労形態の多様化及び保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一
時的な保育を実施する。満1歳から就学前の児童を対象として、月曜日から金曜日の午前
8時30分から午後5時30分まで保育を行う。

○ 内容

白山・久賀・永山保育所の一時保育事業管理運営費。

2 児童福祉費 5 母子福祉費

[担当：子育て支援課] P.128

2001 母子生活支援施設入所措置に関する経費 1,930,000 円 (0 円)

[国・県 1,429,000 円 その他 13,000 円 一財 488,000 円] ※H23は0501母子福祉事務

* 特財積算根拠

に要する経費に計上

[負担金：母子生活支援施設入所者負担金 1,100×12ヶ月=13,200 円]

[国負：母子生活支援施設措置費等国庫負担金 $160,000-1,100 \times 12 \text{ヵ月} \times 1/2 = 953,400 \text{円}$]
[県負：母子生活支援施設措置費等県負担金 $160,000-1,100 \times 12 \text{ヵ月} \times 1/4 = 476,700 \text{円}$]

○ 目的

生活指導や救済が必要な配偶者のいない母子世帯（児童は原則 18 歳未満）を入所させ、自立に向けた支援を図る。

○ 内容

母子生活支援施設への入所費用を負担する。

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 130

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,086,000 円(0 円)

[国・県 1,080,000 円 その他 6,000 円] ※H23 は社会福祉費 3301 就労促進事業に要する
* 特財積算根拠 経費に計上

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,080,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

近年の雇用情勢悪化により、生活保護に関する相談等が非常に多くなっており、そうした状況に対応するため、事務処理と面談指導をできる非常勤職員を雇用し、就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護者への就労相談及び就労指導を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 130

2001 生活保護に要する経費 1,391,553,000 円(1,296,910,000 円)

[国・県 1,093,664,000 円 その他 5,000 円 一財 297,884,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費 $1,391,553,000 \text{円} \times 3/4 = 1,043,664,750 \text{円}$]

[県負：生活保護費 $200,000,000 \text{円} \times 1/4 = 50,000,000 \text{円}$]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金(過年度分) 1,000 円]

[諸収入：生活保護費返還金(過年度分) 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数 595 世帯 ・扶助費 1,391,553,000 円

・保護人数	808 人	(内訳)	
・保護率	7.3‰	生活扶助	437,773,000 円
(平成 23 年 12 月現在)		住宅扶助	195,905,000 円
		教育扶助	6,150,000 円
		医療扶助	710,471,000 円
		介護扶助	29,495,000 円
		出産扶助	1,100,000 円
		生業扶助	2,899,000 円
		葬祭扶助	1,640,000 円
		施設事務費	6,120,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 131

2001 災害見舞金等に要する経費 201,000 円 (201,000 円)

[一財 201,000 円]

○ 目的

市民が災害を受けたときに、罹災者又は葬祭を行う人に対して見舞金又は弔慰金をおくり、その援護と更生意欲の高揚を図る。

○ 内容

- ・災害見舞金 200,000 円
- ・災害援護資金貸付金 1,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

- ・死亡 100,000 円
- ・全治 3 カ月以上の負傷 50,000 円
- ・全治 1 カ月以上 3 カ月未満の負傷 30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- (1) 住家全壊 (全焼) 3 人以下の世帯 70,000 円
- 4 人以上の世帯 100,000 円
- (2) 住家半壊 (半焼) 3 人以下の世帯 30,000 円
- 4 人以上の世帯 50,000 円
- (3) 住家部分焼 10,000 円
- (4) 住家以外の家屋焼失 (20 m²以上の建物を対象とする)
 - 全壊 (全焼) 20,000 円
 - 半壊 (半焼) 10,000 円
- (5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合 30,000 円